**事業所名　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実地指導年月日　　　　令和　　　　年　　　月　　　日　３年７月版**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事 業 区 分** | **短期入所療養介護** | **自己点検シート記入者** |  |

**☆　該当のページの点検を行ってください。**

**【介護老人保健施設**における短期入所療養介護**】・・・２～１８頁、****３９～４４頁、特別療養費を算定している場合は、別ファイルの特別療養費も点検すること**

**【療養病床を有する病院**における短期入所療養介護**】・・・２頁、１９～２１頁、２４～２５頁、３０～４４頁、特定診療費を算定している場合は、別ファイルの特定診療費も点検すること**

**【療養病床を有する診療所**における短期入所療養介護**】・・・２頁、１９～２１頁、２６頁、３０～４４頁、特定診療費を算定している場合は、別ファイルの特定診療費も点検すること**

**【老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**における短期入所療養介護**】・・・２頁、２２頁、２７頁、３０～３１頁、３３～４４頁、特定診療費を算定している場合は、別ファイルの特定診療費も点検すること**

**【介護医療院**における短期入所療養介護**】・・・２頁、２３頁、２８頁～４６頁、特定診療費を算定している場合は、別ファイルの特定診療費も点検すること**

※**届出状況、点検結果**の該当する項目に「○」を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 備考 |
|  | 医療機関（病院、有床診療所）への入院、退院日の報酬算定 | 医療機関が同一敷地内の場合、又は隣接・近接する敷地に医療機関があり介護保険施設と職員兼務や施設の共用等が行われている場合、  その日のうちに①施設を退所し医療機関に入院する日、②医療機関を退院し施設に入所する日  はいずれも介護報酬請求はしていない | 請求していない  ・  該当なし | 老企第40号通知 |

**【**介護老人保健施設における短期入所療養介護】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備　　考 |
| 介護・介護予防 |  | ユニット型以外 | Ⅰ：一般老健 | （ⅰ）従来型個室（基本型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）従来型個室（在宅強化型） |  | 該当 |  |
| （ⅲ）多床室（基本型） |  | 該当 |  |
| （ⅳ）多床室（在宅強化型） |  | 該当 |  |
| Ⅱ：療養型老健  （看護職員を配置） | （ⅰ）従来型個室（療養型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）多床室（療養型） |  | 該当 |  |
| Ⅲ：療養型老健  （看護ｵﾝｺｰﾙ体制） | （ⅰ）従来型個室（療養型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）多床室（療養型） |  | 該当 |  |
| Ⅳ：その他型 | （ⅰ）従来型個室 |  | 該当 |  |
| （ⅱ）多床室 |  | 該当 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備　　考 |
| 介護・介護予防 |  | ユニット型 | Ⅰ：一般老健 | （ⅰ）ユニット型個室（基本型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）ユニット型個室（在宅強化型） |  | 該当 |  |
| （ⅲ）ユニット型個室的多床室（基本型） |  | 該当 |  |
| （ⅳ）ユニット型個室的多床室（在宅強化型） |  | 該当 |  |
| Ⅱ：療養型老健  （看護職員を配置） | （ⅰ）ユニット型個室（療養型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）ユニット型個室的多床室（療養型） |  | 該当 |  |
| Ⅲ：療養型老健  （看護ｵﾝｺｰﾙ体制） | （ⅰ）ユニット型個室（療養型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）ユニット型個室的多床室（療養型） |  | 該当 |  |
| Ⅳ：その他型 | （ⅰ）ユニット型個室（基本型） |  | 該当 |  |
| （ⅱ）ユニット型個室的多床室（基本型） |  | 該当 |  |
| <個室ユニットの定員上限の見直し>  個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から１ユニットの定員について、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとする.。  ※当分の間、現行（おおむね１０人以下）の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態に勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 | | | |  | 該当 |  |
| 介護 |  | 特定介護老人保健施設  短期入所療養介護費  （難病等を有する重度者又はガン末期の利用者） | | （一）3時間以上4時間未満 |  | 該当 |  |
| （二）4時間以上6時間未満 |  | 該当 |  |
| （三）6時間以上8時間未満 |  | 該当 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介 護 ・ 介 護 予 防 |  | 【従来型】  （ユニット型以外）  多床室単位数の算  定  （特例） | 感染症、看取り（ターミナルケア）等により、従来型個室への入所が必要と医師が判断した人（従来型個室入所期間が30日以内） |  | 満たす | 嘱託医又は主治医の判断（診断書、カルテ等）  30日超過は、改めて医師の判断が必要 |
| 床面積が8.0平方メートル以下の従来型個室に入所する人 |  | 満たす | 最低基準以下の従来型居室  床面積の算定は壁芯での測定 |
| 著しい精神症状等のため、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要と医師が判断した人 |  | 満たす | 嘱託医又は主治医の判断（診断書、カルテ等） |
|  | 長期利用者  ※30日超過利用者数　　　人  　最長連続利用日数　　　　日  （　　月　　日現在） | ３０日を超えて同一のショートに入所している者 |  | あり | ※自費利用を挟む場合は実質30日を超えても算定可。 |
|  | 送迎加算  片道＋１８４単位 | 利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態 |  | あり | 短期療養サービス計画に位置づけ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　護　　・　　介　　護　　予　　防 |  | 夜勤減算  ×９７／１００  ※夜勤時間帯（２２時～翌朝５時を含む連続１６時間で事業所ごとに設定 | 看護又は介護職員2名以上(40人以下は1名以上) |  | 満たさない | ※歴月で人員不足が①2日以上連続発生②4日以上発生、のいずれかが該当で、翌月減算 |
| ユニット型・・・2ユニットごとに1名以上 |  | 満たさない |
|  | 定員超過利用減算  ×７０／１００ | 利用者数及び入所者数の合計が入所定員を超過 |  | 超えている |  |
|  | 人員基準欠如減算  ×７０／１００ | 指定基準に定める員数の医師、看護職員、介護職員、ＰＴ、ＯＴ又はＳＴを置いていない |  | 未配置 |  |
|  | ユニットケア減算  ×９７／１００ | 日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置 |  | 未配置 | 該当月の翌々月減算 |
| ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 |  | 未配置 |
|  | 夜勤職員配置加算  1日＋２４単位 | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が   1. ４１床以上の場合、利用者数等２０毎に１、   かつ２名超えて配置  ②４０床以下の場合、利用者数等２０毎に１以上配置 |  | 配置 | 【注意】  　夜勤職員の配置状況は、実地指導当日に確認します。  あらかじめ各月の1日平均夜勤職員数（時間）の計算書類を準備しておいてください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・介護予防 |  | 個別リハビリテーション加算  1日＋２４０単位 | 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成 |  | 実施 | 個別リハビリ計画 |
| 計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリ※を実施 |  | 実施 | ※20分以上 |
| 介　　　　　　護 |  | 認知症ケア加算  1日＋７６単位 | 認知症※の利用者と他の利用者とを区別している |  | している | ※日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ｍ |
| 専ら認知症の利用者が利用する施設 |  | なっている |  |
| 入所定員は40人を標準とする |  | なっている |  |
| 1割以上の個室を整備 |  | 整備 |  |
| 1人当たり２㎡のデイルームを整備 |  | 整備 |  |
| 家族に対する介護技術や知識提供のための30㎡以上の部屋の整備 |  | 整備 |  |
| 単位ごとの利用者が10人程度 |  | なっている |  |
| 単位ごとの固定した職員配置 |  | 配置 |  |
| ユニット型でないこと |  | ユニットでない |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・介護予防 |  | 緊急時治療管理  1日＋５１８単位 | 救命救急医療が必要で緊急的な治療管理をした場合、同一の利用者について月に1回 | |  | 投薬、検査、注射、処置等を実施 |  |
| 連続する３日を限度として算定 | |  | 該当 |  |
| 特定治療を同時に算定していない | |  | 算定していない |  |
| 介　　　　　　護 |  | 重度療養管理加算  1日＋１２０単位  （日中のみ６０単位） | 要介護状態区分が要介護４又は要介護５の利用者 | |  | 該当 |  |
| 厚生労働大臣が定める状態にある者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行っている | |  | 該当 | 請求明細の摘要欄に該当する状態を記載 |
| 介護・介護予防 |  | 【療養型】 療養体制維持特別加算（Ⅰ） １日＋２７単位  【次項に続く】 | ①次のイ、ロのいずれかに該当 | |  | 該当 |  |
|  | イ　転換直前で、指定介護療養型医療施設（４：１の介護職員配置）を有する病院であった |  | 該当 |  |
|  | ロ　医療保険の療養病棟入院基本料１の施設基準に適合した病棟であったものの占める割合が2分の1以上であり、転換前の療養体制を維持し、質の高いケアを提供 |  | 該当 |  |
|  |  | |  | |  | |  |
| 区分 | 点　　検　　項　　目 | | 点　　　検　　　事　　　項 | | 点　　検　　結　　果 | | 備　考 |
| 介護・介護予防 |  | 【前項からの続き】  療養体制維持特別加算（Ⅰ） | 1. 看護職員又は介護職員のうち、介護職員数が常勤換算で   ４：１（端数切り上げ）以上である | |  | 該当 |  |
| ③定員超過利用・人員基準欠如に該当しない | |  | 該当しない |  |
|  | 【療養型】 療養体制維持特別加算（Ⅱ） １日＋５７単位 | ①前３月間の入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の割合が１００分の２０以上 | |  | 該当 | 当日「療養維持特別加算Ⅱ計算書」を確認します。 ※日常生活自立度ランクⅣ又はＭ |
|  | ②前３月間の入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者※の占める割合が１００分の５０以上 | |  | 該当 |
|  | 在宅復帰・在宅療養  支援機能加算（Ⅰ） １日＋３４単位 | ①基本型を算定 | |  | 該当 |  |
| ②在宅復帰・在宅療養支援等指標が４０以上であること | |  | 該当 | 当日、「“在宅復帰・在宅療養支援等指標”計算書」を確認するので、計算書とその根拠資料を準備してください。 |
| ③地域に貢献する活動をしていること | |  | 該当 | 健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び、地域住民等と当該老健の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するもの |
| 区分 | 届出状況 | 点　　検　　項　　目 | 点　　　検　　　事　　　項 | | 点　　検　　結　　果 | | 備　　　　考 |
| 介護  ・介護予防 |  | 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） １日＋４６単位 | ①在宅強化型を算定 | |  | 該当 |  |
| ②在宅復帰・在宅療養支援等指標が７０以上であること | |  | 該当 | 当日、「”在宅復帰・在宅療養支援等指標”計算書」を確認するので、計算書とその根拠資料を準備してください。 |
|  | 総合医学管理加算  ２７５単位／日 | ①居宅サービス計画において利用することが計画されていない利用者に対して算定 | |  | 算定 | 1回の短期入所につき７日を限度 |
| ②利用者に対して診療方針を定め、治療管理といて投薬、検査、注射、処置等を行う | |  | 実施 | 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載 |
| ③利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付 | |  | 実施 |  |
| ④緊急時施設療養費を算定していない | |  | 算定していない |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出  状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 | |
| 介護・介護予防 |  | 療養食加算  1回＋８単位  （１日につき３回を限度） | 管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施 |  | あり |  | |
| 利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施 |  | あり |  | |
| 定員、人員基準に適合 |  | あり |  | |
| 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、異常脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供 |  | あり |  | |
| 療養食の献立の作成の有無 |  | あり | 療養食献立表 | |
| 介　　　　　　　護 |  | 緊急短期入所受入加算  1日＋９０単位  緊急短期入所受入加算  1日＋９０単位  【次項に続く】  点 検 項 目  認知症行動・心理症状緊急対応加算  1日＋２００単位 | 計画外で緊急に利用者を受け入れた際に算定  （7日以内を原則として、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむをえない事情がある場合には14日以内） |  | 算定 | 令和3年度の報酬改定より受入日数見直し | |
| 居宅で介護を受けられないやむを得ない理由があり、かつ居宅サービス計画で当該日に短期入所の利用が計画されていない |  | 計画なし | 利用の際の状況を明確に記録 | |
| 担当ケアマネが必要性を認めている |  | 記録あり | 事前又は事後確認 | |
| 緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画の保存 |  | あり |  | |
| 緊急利用の理由、期間、状況等の記録 |  | 記録あり |  | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない |  | 算定していない |  | |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点　　検　　次　　項 | 点　検　結　果 | | 備　考 | |
| 介　　護　　・　　介　　護　　予　　防 |  | 認知症行動・心理症状緊急対応加算  1日＋２００単位 | 利用者に認知症の行動・心理状態が認められ、緊急に短期入所介護が必要と医師が認めた |  | 記録あり | 医師名、日付、留意事項等を介護サービス計画書に記録 | |
| 介護支援専門員、受入事業所の職員と連携あり |
| 利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録等に症状・診断の内容を記録 |
| 医師が判断した日又はその次の日に利用開始 |  | 該当 |  | |
| 病院、介護保険施設、特定施設に入院（入所）中の者、他の短期入所サービス、グループホーム等を利用中の者 |  | 左記に該当しない |  | |
|  | 若年性認知症利用者受入加算  1日＋１２０単位  （日中のみ６０単位 | 若年性認知症利用者ごとの個別担当者 |  | 該当 |  | |
| 利用者に応じた適切なサービス提供 |  | 該当 |  | |
| 認知症・心理状態緊急対応加算 |  | 算定していない |  | |
|  | ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 |  | | 実地 | 伝達記録、会議記録  （ＩＣＴの活用可） |
|  | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点　　　検　　　次　　　項 | 点　検　結　果 | | 備　　　考 | |
| 介 護  ・ 介 護 予 防 |  | 認知症専門ケア加算Ⅰ  １日＋３単位  認知症病棟を有する病院における短期入所療養を除く | ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者（以下「対象者」という。）が利用者の100分の50以上【算定日が属する月の前３月間の実利用者又は延利用者数の平均で算定】 |  | 該当 | 前３月の割合計算の記録は当日実地指導で確認します。 | |
| ・認知症介護に係る専門的な研修（※）修了者を、対象者が20人未満の場合は1名以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。 |  | 配置 | ※認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修 | |
| ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催。 |  | 実施 | 伝達記録、会議記録 | |
|  | 認知症専門ケア加算Ⅱ  １日＋4単位 | ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の点検項目全てに適合 |  | 該当 |  | |
| ・認知症介護の指導に係る専門的な研修（※）を修了している者を１以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。 |  | 該当 | ※認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修 | |
| ・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定 |  | 該当 | 研修計画（介護職員ごと、看護職員ごと） | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介 護 ・ 介 護 予 防 |  | 共通事項 | | 定員、人員基準に適合 |  | 該当 | 介護職員の兼務の場合、介護に関わらない業務は、常勤換算の際に除いておくこと  ☆  前年度又は前３月の割合計算の記録は、当日実地指導で確認します  前年度の実績が6ヶ月に満たない場合には、直近3ヶ月において下記の職員割合の加算要件を毎月継続的に満たし、結果を記録していること |
| 前年度（3月を除く）の職員割合の平均【常勤換算方法による】が下記の加算要件の割合を満たしている |  | 満たしている |
|  | サービス提供体制強化加算 | 加算Ⅰ  　１日22単位 | 以下のいずれかに該当すること。  ①介護職員の総数のうち介護福祉士80％以上  ②勤続10年以上介護福祉士３５％以上 |  | 該当  毎月記録 |
|  | 加算Ⅱ  　１日18単位 | 介護福祉士６０％以上 |  | 該当  毎月記録 |
|  | 加算Ⅲ  　１日６単位 | 以下のいずれかに該当すること。  ①介護福祉士50％以上  ②常勤職員75％以上  ➂勤続７年以上３0％以上 |  | 該当  毎月記録 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善  加算（Ⅰ）  （月額３万７千円相当）  【次頁に続く】 | 1. 介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている |  | 該当 | 介護職員処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載 |
| 1. 加算の算定額に相当する賃金改善を実施 |  | 該当 |
| 1. 介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事等に届出をしている   （※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | 周知かつ届出 |
| 1. 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を知事等に報告している   ア　介護職員以外を対象に含めていない  イ　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している  ウ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している |  | 実績報告書の数字と一致  ・国保連の加算額通知書（月毎）  ・賃金改善額明細書(事業所別、個人別）  ・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 |
| 1. 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない |  | 該当 |  |
| 1. 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている |  | 該当 | 保険料納付書等 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善  加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】  【次頁に続く】 | 1. 次に掲げる基準のいずれにも適合する |  | (一)～（三）に適合 | キャリアパス要件 |
| (一)　次に掲げる要件の全てに適合する  　　　ａ 介護職員の任用の際における職位・職責又は職務内容等の任用要件と介護職員の賃金体系を定めている  ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している |  | ａ　任用要件と賃金体系を定めている  ｂ　書面作成及び周知している | 就業規則等の根拠規定 |
| （ニ）次に掲げる要件のa又はb、及びｃに適合する  ａ 資質向上のための計画に沿って研修機会の提供又は技術指導の実施並びに介護職員の能力評価を行っている  ｂ 資格取得のための支援をしている  ｃ　ａ又はｂについて、全ての介護職員に周知している |  | ａ　計画策定、研修実施（機会確保と能力評価）  ｂ　計画策定・支援実施  ｃ　周知している | 記録  記録  記録 |
| （三）次に掲げる要件の全てに適合する  a　経験・ 資格・評価のいずれかに応じた昇給の仕組みがある  ｂ ａの要件について書面で整備し、全ての介護職員に周知している | 経験  資格  評価 | a左記のうち該当の昇給の仕組みに○を | 就業規則等の根拠規定 |
|  | ｂ　書面整備及び周知している |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善  加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】 | 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  （月額２万７千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑦の（一）及び（二）に適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  （月額１万５千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、⑦の（一）又は（二）のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）  　R4.3.31まで算定可  …　(Ⅲ)の90/100 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、  （Ⅰ）の⑦の（一）又は（二）のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）、（Ⅲ）の頁でもチェックしてください | 【介護報酬総単位**×**サービス別加算率】(単位未満の端数四捨五入)**×【0.8　か0.9】**(単位未満の端数四捨五入)**×**【１単位の単価】（１円未満端数切捨て） |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）  R4.3.31まで算定可  (Ⅲ)の80/100 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合する |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |
|  | 介護職員処遇改善加算  【共　通】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 |

**【療養病床を有する病院・診療所**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型区分 | 届出状況 | 点検項目 | 点 検 事 項 | | | | | 点 検 結 果 | | 備　考 |
| 【病院】  【診療所】 |  | 療養型（Ⅰ）  看護６：１  介護４：１  診療所型（Ⅰ）  看護６：１  介護６：１ | （ⅰ～ⅲ）従来型個室 | |  | （ⅳ～ⅵ）多床室 |  | 該当に○を | | ※割合の算出方法は「末日方式」でも「延べ日数方式」でもどちらでもよい。  ※機能強化型は「計算書」を提示してください。 |
| (ⅰ)（ⅳ）　「機能強化型A」　でも　「機能強化型B」　でもない | | | | |  | 該当 |
| (ⅱ)（ⅴ）  機能強化型A | イ．前3月間の入院患者等のうち、占める割合が、次のいずれにも適合する | | | |  | 該当 |
| ①重篤な身体疾患者及び身体合併症を有する認知症高齢者が50％以上※ | | | |  | 該当 |
| ②喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射実施者が50％以上 | | | |  | 該当 |
| ③回復の見込みがないと医師が判断し、ターミナルケア計画を作成、多職種共同でケアを実施した患者が10％以上 | | | |  | 該当 |
| ロ．生活機能を維持するリハビリの実施 | | | |  | 該当 |
| ハ．地域に貢献する活動の実施 | | | |  | 該当 |
| (ⅲ)（ⅵ）  機能強化型B | ニ．前3月間の入院患者等のうち、占める割合が、次のいずれにも適合する | | | |  | 該当 |
| ①　上記イ－①の割合と同じ（診療所は40％以上） | | | |  | 該当 |
| ②　上記ロ－②の割合が30％以上（診療所は20％以上） | | | |  | 該当 |
| ③　上記ロ－③の割合が5％以上（診療所も同じ） | | | |  | 該当 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型区分 | 届出状況 | 点検項目 | 点 検 事 項 | | | | | | 点 検 結 果 | | 備　考 |
| 【病院】 |  | 療養型（Ⅱ）  看護６：１  介護５：１ | （ⅰ，ⅱ）従来型個室 | |  | | （ⅲ，ⅳ）多床室 |  | 該当に○を | |  |
| (ⅰ)（ⅲ）　「機能強化型Ｂ」　ではない | | | | | |  | 該当 |
| (ⅱ)（ⅳ）  機能強化型Ｂ | イ．前3月間の入院患者等のうち、占める割合が、次のいずれにも適合する | | | | |  | 該当 |
| ①重篤な身体疾患者及び身体合併症を有する認知症高齢者が50％以上 | | | | |  | 該当 |
| ②喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射実施者が30％以上 | | | | |  | 該当 |
| ③回復の見込みがないと医師が判断し、ターミナルケア計画を作成、多職種共同でケアを実施した患者が5％以上 | | | | |  | 該当 |
| 療養型（Ⅲ）  看護６：１  介護６：１ | （ⅰ）従来型個室 | |  | （ⅱ）多床室 | |  | 該当に○を | |  |
| 療養型経過型（Ⅰ）  看護６：１  介護４：１ | （ⅰ）従来型個室 | |  | （ⅱ）多床室 | |  | 該当に○を | |  |
| 療養型経過型（Ⅱ）  看護８：１  介護４：１ | （ⅰ）従来型個室 | |  | （ⅱ）多床室 | |  | 該当に○を | |  |
| 【診療所】 |  | 診療所型（Ⅱ）  看護・介護３：１ | （ⅰ）従来型個室 | |  | （ⅱ）多床室 | |  | 該当に○を | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型区分 | 届出状況 | 点検項目 | 点 検 事 項 | | | | | | | | 点 検 結 果 | | 備　考 |
| 【病院】  【診療所】 |  | ユニット型療養型  看護６：１  介護４：１  ユニット型診療所型  看護６：１  介護６：１ | （Ⅰ～Ⅲ）ユニット型個室 | | |  | | （Ⅳ～Ⅵ）ユニット型個室的多床室 | |  | 該当に○を | |  |
| (Ⅰ)（Ⅳ）　「機能強化型A」　でも　「機能強化型B」　でもない | | | | | | | |  | 該当 |
| (Ⅱ)（Ⅴ）  機能強化型A | イ．前3月間の入院患者等のうち、占める割合が、次のいずれにも適合する | | | | | | |  | 該当 |
| ①重篤な身体疾患者及び身体合併症を有する認知症高齢者が50％以上 | | | | | | |  | 該当 |
| ②喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射実施者が50％以上 | | | | | | |  | 該当 |
| ③回復の見込みがないと医師が判断し、ターミナルケア計画を作成、多職種共同でケアを実施した患者が10％以上 | | | | | | |  | 該当 |
| ロ．生活機能を維持するリハビリの実施 | | | | | | |  | 該当 |
| ハ．地域に貢献する活動の実施 | | | | | | |  | 該当 |
| (Ⅲ)（Ⅵ）  機能強化型B | ニ．前3月間の入院患者等のうち、占める割合が、次のいずれにも適合する | | | | | | |  | 該当 |
| ①　上記イ－①の割合と同じ（診療所は40％以上） | | | | | | |  | 該当 |
| ②　上記ロ－②の割合が30％以上（診療所は20％以上） | | | | | | |  | 該当 |
| ③　上記ロ－③の割合が5％以上（診療所も同じ） | | | | | | |  | 該当 |
| 【病院】 |  | ユニット型療養型経過型  看護６：１  介護４：１ | （Ⅰ）ユニット型個室 | |  | | （Ⅱ）ユニット型個室的多床室 | |  | | 該当に○を | |  |

**【老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型区分 | 届出状況 | 点検項目 | 点 検 事 項 | | | | 点 検 結 果 | 備　考 |
| 【認知】 |  | 認知症疾患型（Ⅰ）  看護３：１  介護６：１ | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| 認知症疾患型（Ⅱ）  看護４：１  介護４：１ | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| 認知症疾患型（Ⅲ）  看護４：１  介護５：１ | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| 認知症疾患型（Ⅳ）  看護４：１  介護６：１ | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| 認知症疾患型経過型 | （Ⅰ）従来型個室 |  | （Ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型認知症疾患型(Ⅰ)  大学病院等 | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型認知症疾患型(Ⅱ)  一般病院 | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |

**【介護医療院**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型区分 | 届出状況 | 点検項目 | 点 検 事 項 | | | | 点 検 結 果 | 備　考 |
| **【介護医療院】** |  | Ⅰ型介護医療院 （Ⅰ） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅰ型介護医療院 （Ⅱ） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅰ型介護医療院 （Ⅲ） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅱ型介護医療院 （Ⅰ） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅱ型介護医療院 （Ⅱ） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅱ型介護医療院 （Ⅲ） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅰ型介護医療院 （特別） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| Ⅱ型介護医療院 （特別） | （ⅰ）従来型個室 |  | （ⅱ）多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型Ⅰ型介護医療院(Ⅰ) | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型Ⅰ型介護医療院(Ⅱ) | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型Ⅱ型介護医療院 | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型Ⅰ型介護医療院 (特別) | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |
| ユニット型Ⅱ型介護医療院 (特別) | （ⅰ）ユニット型個室 |  | （ⅱ）ユニット型個室的多床室 |  | 該当に○を |  |

**【療養病床を有する病院**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　　　　護　　･　　介　　　　護　　　　予　　　　防 |  | 夜勤※減算  △２５単位／日  ※22時～翌朝5時を含む連続16時間  ★歴月で人員不足が  ①2日以上連続発生  ②4日以上発生、のいずれか該当で、翌月減算 | 入院患者の合計数が30又はその端数を増すごとに1人以上　かつ　最低２人以上（うち1人は看護職員） |  | 左記を満たさない | |
| 月当たりで、看護又は介護職員の1日平均夜勤職員数が上記の夜勤基準を満たさない |  | 1割超不足・3月平均で1割の範囲内不足で減算 | |
| 看護又は介護職員の１人当たりの月平均夜勤時間が  月６４時間以下を満たさない（64時間を超える） |  | 1割以上超時間あり・3月平均で1割の範囲内超時間ありで減算 | |
| ユニット型・・・2ユニットごとに1人以上 |  | 左記を満たさない | |
|  | 定員超過利用減算 | 利用者数及び入院患者数の合計が運営規程に定める入院患者定員を超過 |  | 超えている | 3割減算 |
|  | 人員基準欠如減算 | 看護・介護職員の員数にかかる指定基準 |  | 左記を満たさない | 3割減算 |
| 看護師が基準に定められた看護職員の20/100以上（正看比率が2割以上） |  | 左記を満たさない | 1割減算 |
| 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100以上 |  | 左記を満たさない | △12単位 |
| 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100以上 |  | 左記を満たさない | 1割減算 |
|  | ユニットケア減算  ×９７／１００ | 日中常時1人以上の介護又は看護職員の配置 |  | 未配置 | 該当月の翌々月減算 |
| ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 |  | 未配置 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　　護　　・　　介　　　護　　　予　　　防 |  | 病院療養病床療養環境減算　　　　　1日▲２５単位 | 廊下幅が１．８m以上(両側病室２．７m以上) |  | 満たさない |  |
|  | 医療法施行規則49条の適用　　　1日▲１２単位 | 医師の配置について医療法施行規則49条の規定が適用されている |  | 該当 |  |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅰ  1日＋２３単位 | 看護職員が１５：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす | 【注意】  　夜勤職員の配置状況は、実地指導当日に確認します。  あらかじめ各月の平均夜勤時間の計算書類を準備しておいてください。 |
| 月平均夜勤時間72時間以下 |  | 満たす |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅱ  1日＋１４単位 | 看護職員が２０：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす |
| 月平均夜勤時間72時間以下 |  | 満たす |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅲ  1日＋１４単位 | 看護・介護職員が１５：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす |
| 月平均夜勤時間72時間以下 |  | 満たす |
| 看護職員1以上 |  | 満たす |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅳ  1日＋７単位 | 看護・介護職員が２０：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす |
| 月平均夜勤時間72時間以下 |  | 満たす |
| 看護職員1以上 |  | 満たす |

**【療養病床を有する診療所**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　護　･　介　護　予　防 |  | 定員超過利用減算 | 利用者数及び入院患者数の合計が運営規程に定める入院患者定員を超過 |  | 超えている | 3割減算 |
|  | ユニットケア減算  ×９７／１００ | 日中常時1人以上の介護又は看護職員の配置 |  | 未配置 | 該当月の翌々月減算 |
| ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 |  | 未配置 |
|  | 診療所設備基準減算  １日　▲６０単位 | 廊下幅が１．８m以上(両側病室２．７m以上) |  | 満たさない |  |
|  | 食堂を有さない場合  １日　▲２５単位 | 食堂を有さない |  | 該当 |  |

**【老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　護　・　介　護　予　防 |  | 定員超過利用減算 | 利用者数及び入院患者数の合計が運営規程に定める入院患者定員を超過 |  | 超えている | 3割減算 |
|  | 人員基準欠如減算 | 看護・介護職員の員数にかかる指定基準 |  | 左記を満たさない | 3割減算 |
| 看護師が基準に定められた看護職員の20/100以上（正看比率が2割以上） |  | 左記を満たさない | 1割減算 |
| 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100以上 |  | 左記を満たさない | △12単位 |
| 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100以上 |  | 左記を満たさない | 1割減算 |

**【介護医療院**における短期入所療養介護**】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　　　　護　　･　　介　　　　護　　　　予　　　　防 |  | 夜勤※減算  △２５単位／日  ※22時～翌朝5時を含む連続16時間  ★歴月で人員不足が  ①2日以上連続発生  ②4日以上発生、のいずれか該当で、翌月減算 | 利用者と入所者の合計数が30又はその端数を増すごとに1人以上かつ最低２人以上（うち1人は看護職員） |  | 左記を満たさない | |
| 月当たりで、看護又は介護職員の1日平均夜勤職員数が上記の夜勤基準を満たさない |  | 1割超不足・3月平均で1割の範囲内不足で減算 | |
| 【減算適用除外】次のいずれにも適合する場合  a 常時、併設される医療機関と緊急時における連絡体制を整備している  b 併設型小規模介護医療院である  c 併設医療機関で夜勤を行う看護職員又は介護職員数が１以上  d 入所者、短期入所利用者、入院患者の合計数が19人以下 |  | 減算適用除外に該当しない | |
| ユニット型・・・2ユニットごとに1人以上 |  | 左記を満たさない | |
|  | 定員超過利用減算 | 利用者数及び入所者数の合計が運営規程に定める入所者定員を超過 |  | 超えている | 3割減算 |
|  | 人員基準欠如減算 | 医師、薬剤師、看護・介護職員の員数にかかる指定基準 |  | 左記を満たさない | 3割減算 |
| 看護師が基準に定められた看護職員の20/100以上（正看比率が2割以上） |  | 左記を満たさない | 1割減算 |
|  | ユニットケア減算  ×９７／１００ | 日中常時1人以上の介護又は看護職員の配置 |  | 未配置 | 該当月の翌々月減算 |
| ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 |  | 未配置 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　　護　　・　　介　　　護　　　予　　　防 |  | 療養環境減算  （減算Ⅰ）　1日▲２５単位  （減算Ⅱ）　1日▲２５単位 | （減算Ⅰ）  廊下幅が１．８m以上(両側病室２．７m以上) |  | 満たさない |  |
| （減算Ⅱ）  療養室に係る床面積の合計÷入所定員  が８平方メートル以上 |  | 満たさない |
|  | 夜間勤務等看護Ⅰ  1日＋２３単位 | 看護職員が１５：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす | 【注意】  　夜勤職員の配置状況は、実地指導当日に確認します。 |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅱ  1日＋１４単位 | 看護職員が２０：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅲ  1日＋１４単位 | 看護・介護職員が１５：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす |
| 看護職員1以上 |  | 満たす |
|  | 夜勤勤務等看護Ⅳ  1日＋７単位 | 看護・介護職員が２０：１　かつ２人以上配置 |  | 満たす |
| 看護職員1以上 |  | 満たす |

**【療養病床を有する病院、診療所、認知症病棟を有する病院、介護医療院における短期入所療養介護　　共通】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　　護　　・　　介　　　護　　　予　　　防 |  | 【従来型】  　多床室単位数の算定（特例） | 感染症、看取り（ターミナルケア）等により、従来型個室への入所が必要と医師が判断した人（従来型個室入所期間が30日以内） |  | 満たす | 嘱託医又は主治医の判断（診断書、カルテ等）  30日超過は、改めて医師の判断が必要 |
| 床面積が6.4平方メートル以下の従来型個室に入所する人 |  | 満たす | 最低基準以下の従来型居室  居室面積の算定は内法での測定 |
| 著しい精神症状等のため、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要と医師が判断した人 |  | 満たす | 嘱託医又は主治医の判断（診断書、カルテ等） |
|  | 長期利用者  ※30日超過利用者数　　　人  　最長連続利用日数　　　　日  （　　月　　日現在） | ３０日を超えて同一のショートに入所している者 |  | あり | ※自費利用を挟む場合は実質30日を超えても算定可。 |
|  | 送迎加算  片道＋１８４単位 | 利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態 |  | あり | 短期療養サービス計画に位置づけ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介　　護　　・　　介　護　予　防 |  | 療養食加算  1回＋８単位  （１日３回を限度） | 管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施 |  | あり |  |
| 利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施 |  | あり |  |
| 定員、人員基準に適合 |  | あり |  |
| 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、異常脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供 |  | あり |  |
| 療養食の献立の作成の有無 |  | あり | 療養食献立表 |
| 介　　　　　護 |  | 緊急短期入所受入加算  1日＋９０単位 | 計画外で緊急に利用者を受け入れた際に算定  （7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむをえない事情がある場合には14日以内） |  | 当該利用者のみ算定 | 令和3年度の報酬改定より受入日数見直し |
| 居宅で介護を受けられないやむを得ない理由があり、かつ居宅サービス計画で当該日に短期入所の利用が計画されていない |  | 計画なし | 利用の際の状況を明確に記録 |
| 担当ケアマネが必要性を認めている |  | 記録あり | 事前又は事後確認 |
| 緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画の保存 |  | あり |  |
| 緊急利用の理由、期間、状況等の記録 |  | 記録あり |  |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない |  | 算定していない |  |

**【この頁のみ、療養病床を有する病院、診療所、介護医療院における短期入所療養介護　　共通】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | | 備考 |
| 介 護 ・ 介 護 予 防 |  | 認知症専門ケア加算Ⅰ  １日＋３単位  ※認知症病棟を有する短期入所療養を除く | 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者（以下「対象者」という。）が利用者の100分の50以上【算定日が属する月の前３月間の実利用者又は延利用者数の平均で算定 |  | 該当 | | 前３月の割合計算の記録は当日実地指導で確認します。 |
| 認知症介護に係る専門的な研修（※）修了者を、対象者が２０名未満の場合は１名以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に、当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 |  | 該当 | | ※認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修 |
| 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 |  | 該当 | | 伝達記録、会議記録 |
| 介 護 ・ 介 護 予 防 |  | 認知症専門ケア加算Ⅱ  １日＋４単位 | 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の点検項目全てに適合 |  | 適合 | |  |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修（※）を修了している者を１以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 |  | 該当 | | ※認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修 |
| ・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定。 |  | 該当 | | 研修計画（介護。看護職員ごと） |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | | 備考 |
| 介 護 ・ 介 護 予 防 |  | 認知症行動・心理症状緊急対応加算  1日＋２００単位  ※認知症病棟対象外 | 利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所介護が必要と医師が認めた |  | 記録あり | 医師名、日付、留意事項等を介護サービス計画書に記録 | |
| 介護支援専門員、受入事業所の職員と連携あり |  |
| 利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録等に症状・診断の内容を記録 |  |
| 医師が判断した日又はその次の日に利用開始 |  | 該当 |
| 病院、診療所、介護保険施設、特定施設に入院（入所）中の者、他の短期入所サービス、グループホーム等を利用中の者 |  | 左記に該当しない |  | |
| 7日を限度として算定（8日目以降の短期入所継続を妨げるものではない） |  | 該当 |  | |
|  | 若年性認知症利用者受入加算  1日＋１２０単位  （日中のみ６０単位）  ※認知症病棟対象外 | 若年性認知症利用者ごとの個別担当者 |  | 該当 |  | |
| 利用者に応じた適切なサービス提供 |  | 実施 |  | |
| 認知症・心理症状緊急対応加算 |  | 算定していない |  | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介 護 ・ 介 護 予 防 |  | 共通事項 | | 定員、人員基準に適合 |  | 該当 | 介護職員の兼務の場合、介護に関わらない業務は、常勤換算の際に除いておくこと  ☆  前年度又は前３月の割合計算の記録は、当日実地指導で確認します  前年度の実績が6ヶ月に満たない場合には、直近3ヶ月において下記の職員割合の加算要件を毎月継続的に満たし、結果を記録していること |
| 前年度（3月を除く）の職員割合の平均【常勤換算方法による】が下記の加算要件の割合を満たしている |  | 満たしている |
|  | サービス提供体制強化加算 | 加算Ⅰ  　１日22単位 | 以下のいずれかに該当すること。  ①介護職員の総数のうち介護福祉士80％以上  ②勤続10年以上介護福祉士３５％以上 |  | 該当  毎月記録 |
|  | 加算Ⅱ  　１日18単位 | 介護福祉士６０％以上 |  | 該当  毎月記録 |
|  | 加算Ⅲ  　１日６単位 | 以下のいずれかに該当すること。  ①介護福祉士50％以上  ②常勤職員75％以上  ➂勤続７年以上３0％以上 |  | 該当  毎月記録 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善  加算（Ⅰ）  （月額３万７千円相当）  【次頁に続く】 | ①介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている |  | 該当 | 介護職員処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載 |
| ②加算の算定額に相当する賃金改善を実施 |  | 該当 |
| ③介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事等に届出をしている  （※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | 周知かつ届出 |
| ④事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を知事等に報告している  ア　介護職員以外を対象に含めていない  イ　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している  ウ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している |  | 実績報告書の数字と一致  ・国保連の加算額通知書（月毎）  ・賃金改善額明細書(事業所別、個人別）  ・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 |
| ⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない |  | 該当 |  |
| ⑥当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている |  | 該当 | 保険料納付書等 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善  加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】  【次頁に続く】 | ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合する |  | (一)～（三）に適合 | キャリアパス要件 |
| (一)　次に掲げる要件の全てに適合する  　　　ａ 介護職員の任用の際における職位・職責又は職務内容等の任用要件と介護職員の賃金体系を定めている  ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している |  | ａ　任用要件と賃金体系を定めている  ｂ　書面作成及び周知している | 就業規則等の根拠規定 |
| （ニ）次に掲げる要件のa又はb、及びｃに適合する  ａ 資質向上のための計画に沿って研修機会の提供又は技術指導の実施並びに介護職員の能力評価を行っている  ｂ 資格取得のための支援をしている  ｃ　ａ又はｂについて、全ての介護職員に周知している |  | ａ　計画策定、研修実施（機会確保と能力評価）  ｂ　計画策定・支援実施  ｃ　周知している | 記録  記録  記録 |
| （三）次に掲げる要件の全てに適合する  a　経験・ 資格・評価のいずれかに応じた昇給の仕組みがある  ｂ ａの要件について書面で整備し、全ての介護職員に周知している | 経験  資格  評価 | a左記のうち該当の昇給の仕組みに○を | 就業規則等の根拠規定 |
|  | ｂ　書面整備及び周知している |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善  加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】 | 1. ➂の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  （月額２万７千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑦の（一）及び（二）に適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| ⑧③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  （月額１万５千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、⑦の（一）又は（二）のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| ⑧③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介護・予防共通 |  | 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）  　R4.3.31まで算定可  …　(Ⅲ)の90/100 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、  （Ⅰ）の⑦の（一）又は（二）のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）、（Ⅲ）の頁でもチェックしてください | 【介護報酬総単位**×**サービス別加算率】(単位未満の端数四捨五入)**×【0.8　か0.9】**(単位未満の端数四捨五入)**×**【１単位の単価】（１円未満端数切捨て） |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）  　R4.3.31まで算定可  …　(Ⅲ)の80/100 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合する |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |
|  | 介護職員処遇改善加算  【共　通】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | | 備考 | |
| 介　　　護　　　・　　　予　　　防　　　共　　　通 | |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【次頁に続く】 | 1. 介護職員等の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている |  | | 該当 | 介護職員等特定処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員等の処遇改善の計画等を記載 | |
| 1. 加算の算定額に相当する賃金改善を実施 |  | | 該当 |
| 1. 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事等に届出をしている   （※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | | 周知かつ届出 |
| 1. 事業者において、事業年度ごとに介護職員等の特定処遇改善に関する実績（介護職員等特定処遇改善実績報告書）を知事等に報告している   ア　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している  イ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している |  | | 実績報告書の数字と一致  ・国保連の加算額通知書（月毎）  ・賃金改善額明細書(事業所別、個人別）  ・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 | |
| 1. 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない |  | | 該当 |  | |
| 1. 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている |  | | 該当 | 保険料納付書等 | |
| 区分 | | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | | 備考 | |
| 介　　　護　　　・　　　予　　　防　　　共　　　通 | |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】  【次頁に続く】 | 1. 配分対象と配分方法 |  | |  |  | |
| （一）　賃金改善の対象となるグループ  介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）による賃金改善を行うに当たり、経験・技能のある介護職員を定義した上で、介護サービス事業所等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振っている。  a 経験・技能のある介護職員  介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。  具体的には、  　　　・介護福祉士の資格を有する者  　　　・所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。  ｂ 他の介護職員  　　　　経験・技能のある介護職員を除く介護職員  　 ｃ　 その他の職種  介護職員以外の職員  （二）　事業所における配分方法  実際の配分に当たっては、一ａ～ｃそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。 |  | | 該当を○で囲む  aのみ実施  a及びｂを実施  abc全て実施 |  | |
| 区分 | 届出状況 | | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | | 備考 |
| 介　　　護　　　・　　　予　　　防　　　共　　　通 |  | | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】  【次頁に続く】 | この場合、二ａ～ｃ内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。  ａ 経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円以上であること（現に賃金が年額440 万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとすること。  ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合  ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃  金を引き上げることが困難な場合  ・ ８万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所  内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合  ｂ 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額を上回っていること。  ｃ 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、その他の職種の平均 |  |  | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 届出状況 | | 点 検 項 目 | | 点 検 事 項 | | 点 検 結 果 | | | | 備考 | |
| 介　　　護　　　・　　　予　　　防　　　共　　　通 | |  | | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】  【次頁に続く】 | | 賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。  ｄ その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440 万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。 | |  | |  | |  | |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上キャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を行うこと。なお、令和3年度においては、６の区分から３の区分を選択し、それぞれで1以上の取組を行うこと。 | |  | | 該当 | | 職場環境等要件 | |
| 1. ⑨ サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分（訪問介護にあっては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は入居継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は日常生活継続支援加算）を届け出ていること。 | |  | | 該当 | | 介護福祉士の配置等要件 | |
| 1. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。 | |  | | 該当 | | 処遇改善加算要件 | |
| 1. 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。 | |  | | 該当 | | 見える化要件 | |
| 区分 | | 届出状況 | | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | | | 備考 | |
| 介　　　護　　　・　　　予　　　防　　　共　　　通 | |  | | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【前頁からの続き】 | 具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載していること。  当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表していること。  なお、当該要件について、令和３年度は算定要件とされていない。 |  | |  | |  | |
|  | | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑧及び⑩から⑪に適合 |  | | （Ⅰ）の頁にもチェックしてください | |  | |
|  | | 介護職員等特定処遇改善  加算  【共　通】  【次頁に続く】  【前頁から】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | | 提出　・　該当なし | | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 | |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | | 提出　・　該当なし | | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 | |

**【この頁は介護医療院における短期入所療養介護のみ記入】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
| 介 　 　護 |  | 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）  要介護１又は要介護２  ＋140単位/日  要介護３、要介護４又は要介護５  ＋40単位 | 入所者等数と看護職員数（常勤換算）の比率 |  | 4：１以上 | 入所者等数÷4-入所者等÷6の範囲内で、介護職員可 |
| 専任の精神保健福祉士又はこれに準ずる者、及びPT・OT・STがそれぞれ1名以上配置され、各職種が共同して入所者等に対しサービス提供 |  | 該当 |  |
| 入所者等が全て認知症の者である |  | 該当 |  |
| 届出前3月にて日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合 |  | ２分の1以上 |  |
| 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制の確保 |  | 該当 |  |
| 当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察体制 |  | 週４回以上 |  |
| 届出前3月にて身体拘束廃止未実施減算を算定していない |  | 該当 |  |
| 介　　　　　護 |  | 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）  要介護１又は要介護２  ＋200単位/日  要介護３、要介護４又は要介護５  ＋100単位/日  【次頁に続く】 | 入所者等数と看護職員数（常勤換算）の比率 |  | 4：１以上 |  |
| 専従の精神保健福祉士又はこれに準ずる者、及びOTがそれぞれ1名以上配置され、各職種が共同して入所者等に対しサービス提供 |  | 該当 |  |
| 60㎡以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室 |  | あり |  |
| 入所者等が全て認知症の者である |  | 該当 |  |

**【この頁は介護医療院における短期入所療養介護のみ記入】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | | 備考 |
|  |  | 【前項からの続き】  重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） | 届出前3月にて日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合 |  | ２分の1以上 |  |
| 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制の確保 |  | 該当 |  |
| 当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察体制 |  | 週４回以上 |  |
| 届出前3月にて身体拘束廃止未実施減算を算定していない |  | 該当 |  |
| 介護・介護予防 |  | 緊急時治療管理  ＋518単位/日 | 救命救急医療が必要で緊急的な治療管理をした場合、同一の利用者について月1回 |  | 投薬、検査、注射、処置等を実施 |  |
| 連続する3日を限度に算定 |  | 該当 |  |
| 特定治療を同時に算定していない |  | 算定していない |  |